

令和7年10月6日

令和7年度第2回市民活動推進委員会

資料4

## 議題3

# 市民活動の推進に関する取組について

# 茅ヶ崎市市民活動推進条例

## 第8条市の施策

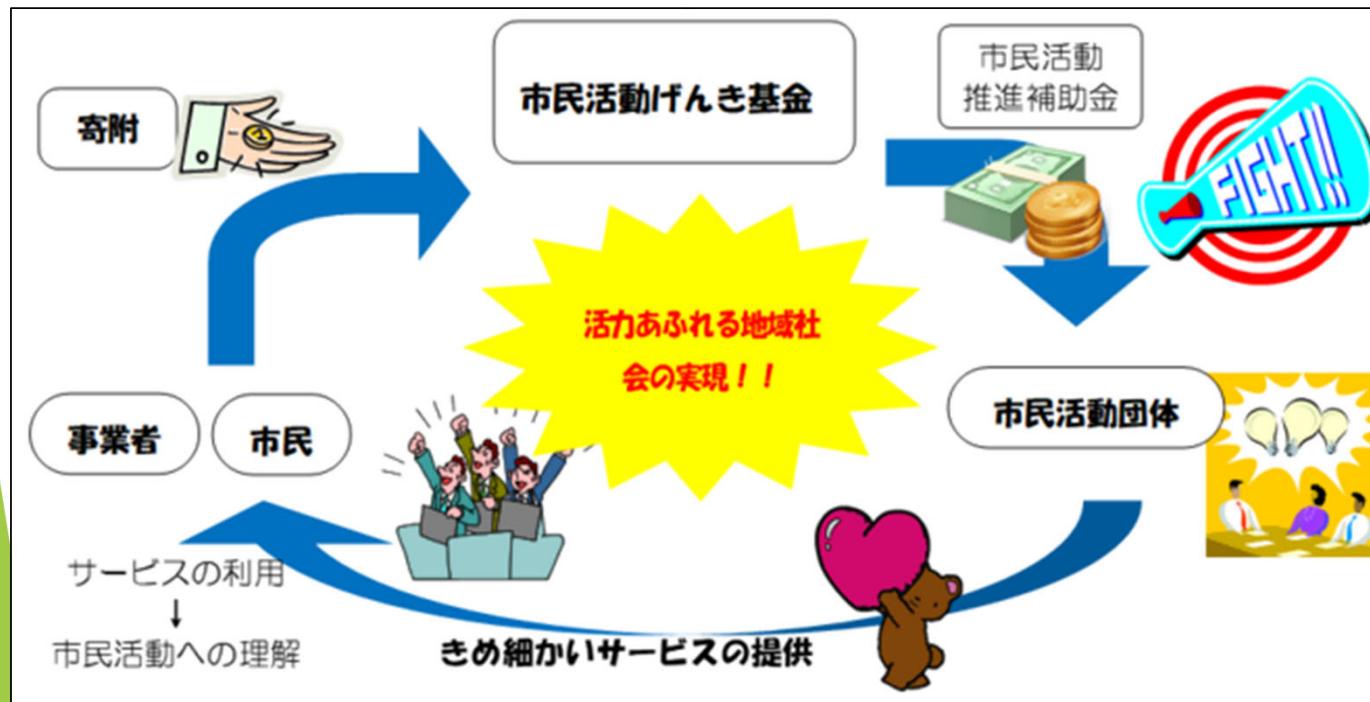
- ① 市民活動の場所の提供に関すること
- ② 財政的支援に関すること
- ③ 情報の収集及び提供に関すること
- ④ 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者の交流及び連携の推進に関すること。
- ⑤ 市民活動の啓発及び学習機会の提供に関すること
- ⑥ 人材の発掘及びその育成に関すること。
- ⑦ その他市民活動の推進に関し必要な事項

## 市民活動の推進に関する取組について

- 1 市民活動推進基金（愛称：げんき基金）
- 2 市民活動推進補助事業
- 3 市民活動サポートセンター
- 4 市民活動等災害補償制度
- 5 多様な主体との連携

# 1 市民活動推進基金 (②④) (愛称：げんき基金)

市民活動団体等が実施する、広く市民を対象とした公益性の高い事業に対する財政支援の財源として基金を設置し、寄附を募っています。

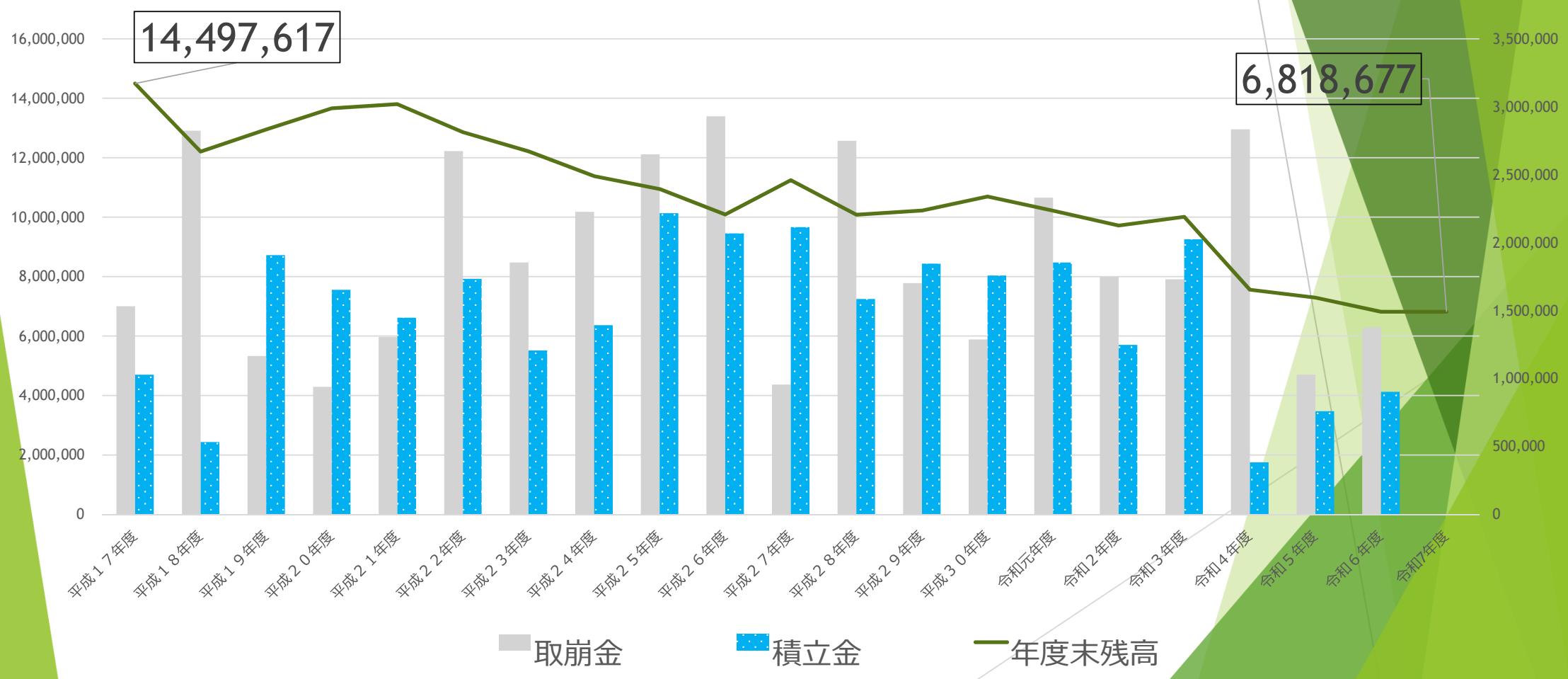


## ▶基金の状況◀

- ・当初積立額：1,500万円  
(平成16年(2004)時点)
- ・基金残高：約680万円  
(令和6年度(2024)末)



# 1 市民活動推進基金 (②④) (愛称：げんき基金)



## 2 市民活動推進補助事業 (②)

市民活動推進基金を原資とする補助制度

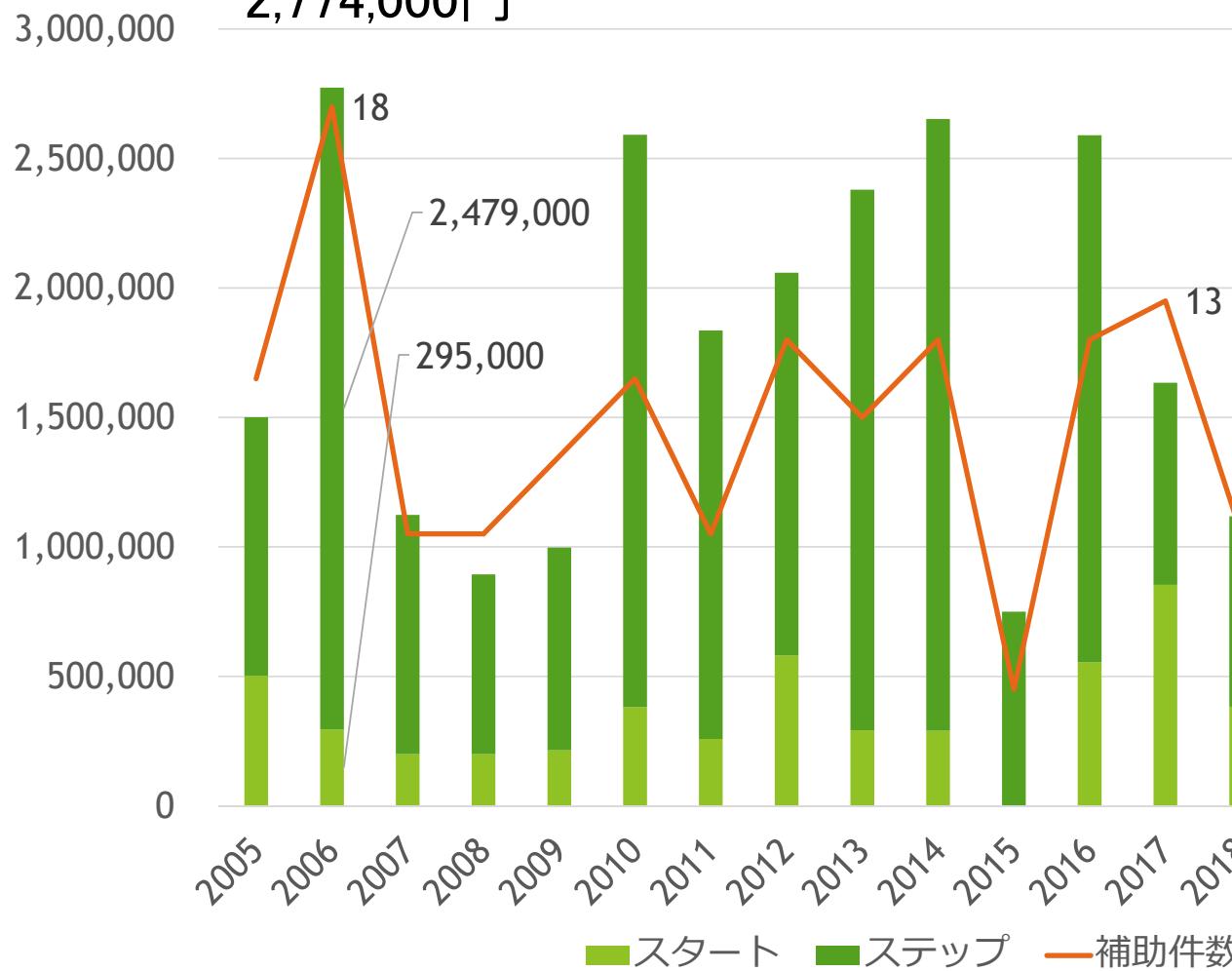
市民活動団体が行う事業に要する経費に対し、  
補助をし、市民活動の活性化を図る。



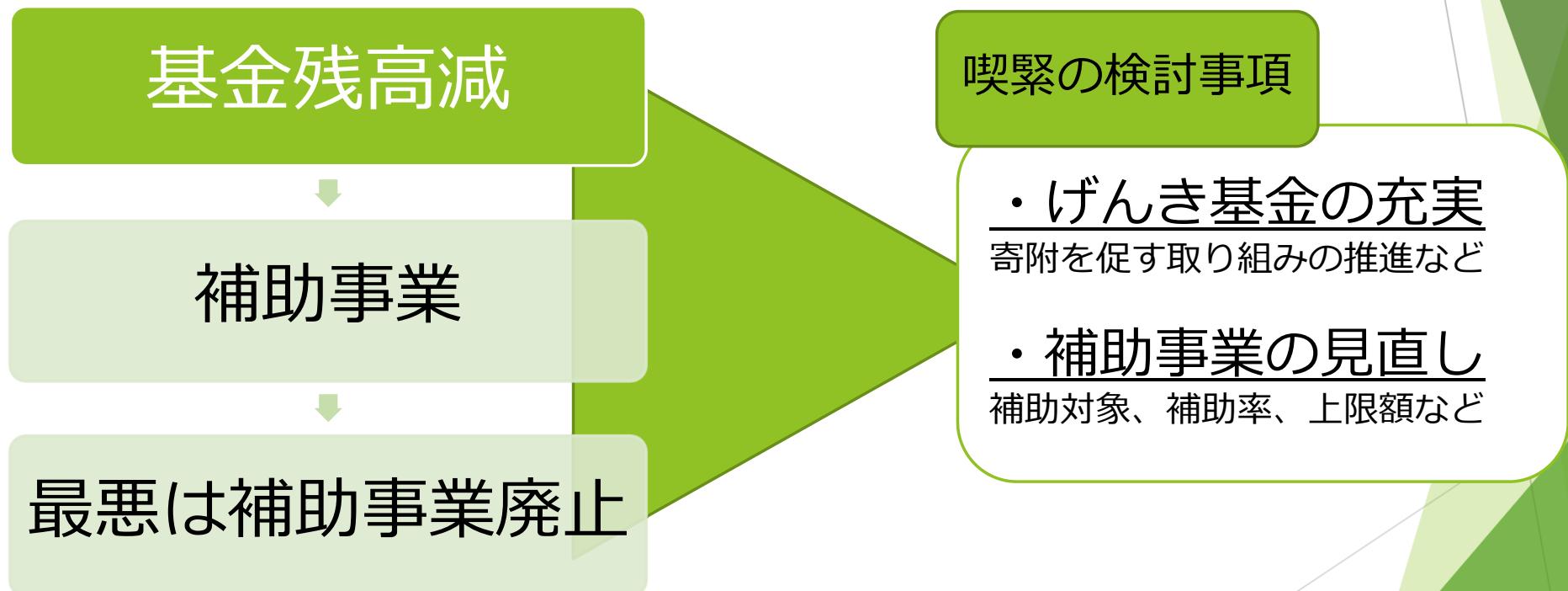
	スタート支援	ステップアップ支援
対象団体	本制度による補助を受けたことがない団体	スタート支援を受けたことがある団体または設立後2年以上の団体
対象事業	茅ヶ崎市民が受益者となりうる公益的な事業	
補助率及び限度額	90%または10万円のいづれか低い額	60~80%または50万円のいづれか低い額（回数により補助率変動）
補助回数	同一団体1回限り	同一団体3回まで

## 2 市民活動推進補助事業

2,774,000円



- 1 市民活動推進基金 (②④)
- 2 市民活動推進補助事業 (②)

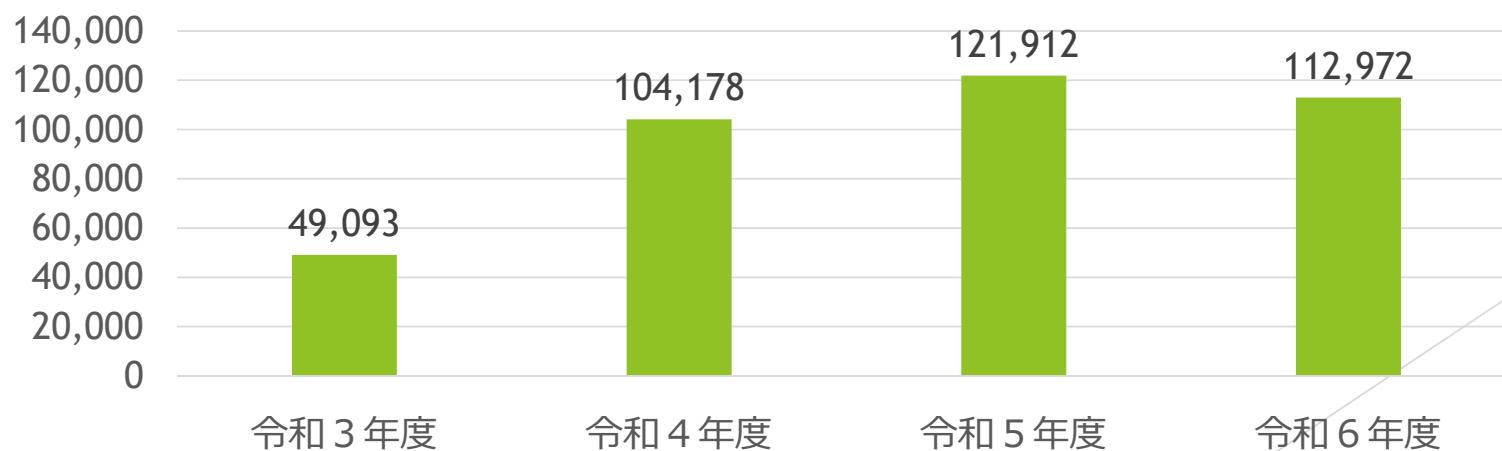


# げんき基金の充実に向けて

## 1. 寄附型自動販売機の推進

地域集会施設 8 館に寄附型自動販売機を設置し、売上の 3 % をげんき基金に設置者から寄附していただくな取り組み

寄附金額



# げんき基金の充実に向けて

## 2. チラシリニューアル



# げんき基金の充実に向けて

## 3. 新たな財源の確保

### ・ふるさと納税の推進

- ・本市では、寄附金の使途として16分野から選択可能。
- ・市民活動推進基金の令和6年度実績は、532,000円
- ・ふるさと納税の約1.25%程度・・・

### ・企業からの寄附は？

寄附型自動販売機による寄附がほとんどで、企業からの寄附も推進したい・・・

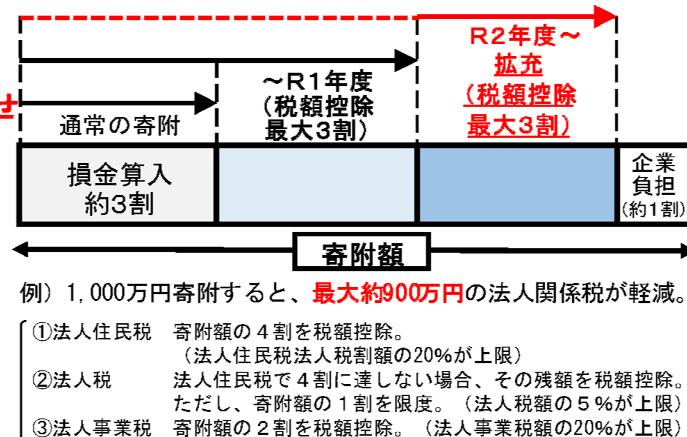
## 企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

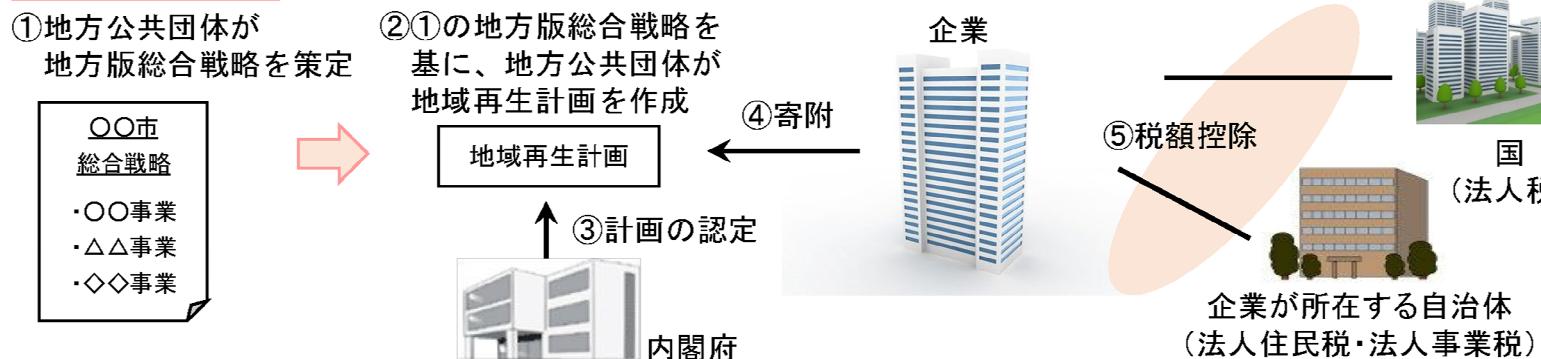
※ 令和7年度税制改正において、制度改善策を講じることを前提に、適用期限を3年間（令和9年度まで）延長

### 制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止  
※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありませんQ&A等参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要  
※ 以下の地方公共団体は対象外。
  - ①不交付団体である東京都
  - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



### 活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,621市町村(令和7年9月5日時点)

出典：内閣府ホームページより

# げんき基金の充実に向けて

## 3. 新たな財源の確保

### (企業版ふるさと納税制度の活用)

本市では、地域再生計画として「第3期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生推進計画」を策定し、認定を受けているため、制度の活用が可能！

#### 対象事業

- ア 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、茅ヶ崎への人の流れをつくる事業
- イ 地域で働き、地域が稼げる環境をつくる事業
- ウ 魅力的で、安心して暮らすことができる地域をつくる事業

# 企業版ふるさと納税制度の活用事例

## 北広島市地域活性化政策補助事業について



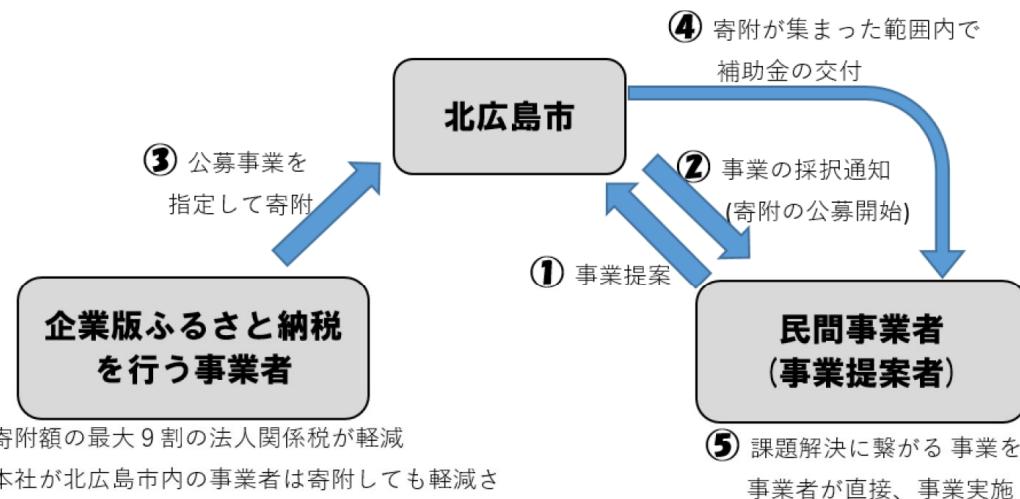
The Ambitious City  
一大志をいだくまちー HOKKAIDO 北広島市

### ● 北広島市地域活性化政策補助事業とは

地域活性化を目的とした事業を実施する事業者に対し、企業版ふるさと納税を財源とした補助金を交付することにより、事業者が持つ専門性や人的資源を活用した地域活性化に資する取組を促進する事業

### ● 補助金交付等の流れ

市において採択した事業に対する企業版ふるさと納税を公募し、寄附が集まった範囲内で補助金を交付するもの



北広島市ホームページより

# 企業版ふるさと納税制度の活用事例

京丹後市ホームページより

## 地域活性化を促進する事業に補助金を交付します！

～企業版ふるさと納税の寄附金を原資に事業費の最大100%を補助～

### 補助金の概要

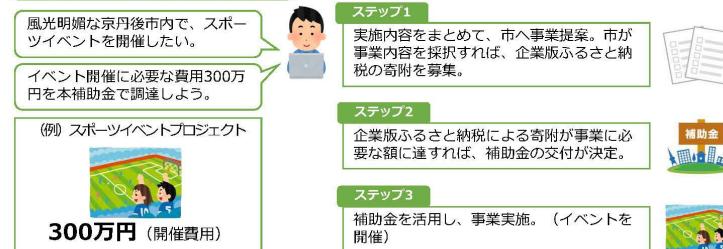
- ◆ 京丹後市の活性化や地域課題の解決を促進する事業を実施する事業者に対し、事業に必要な費用を補助します。補助金の額は、対象事業に対して企業版ふるさと納税で寄附を募り、補助対象経費の範囲内で集まった寄附金の金額を交付します。（例：対象事業への寄附が1,000万円集まつた場合、その全額（1,000万円）を提案者に交付）
- ◆ 事業費の最大100%を補助金として受け取ることができる利便性の高い補助金制度です。

企業版ふるさと納税の  
寄附額の全額を交付  
事業費の  
最大100%を補助！

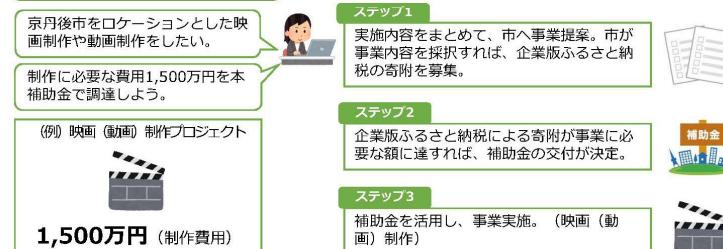
### 企業版ふるさと納税とは

- ◆ 企業版ふるさと納税とは、地方創生につながる地方公共団体の事業に対して、企業が寄附をした場合、その寄附額の最大約9割が税額控除される仕組みです。（例：企業が100万円を寄附すると、最大約90万円（9割）の法人関係税が軽減され、企業の実質負担は最小1割の10万円）
- ◆ 令和2年度の税制改正により、軽減効果が最大約9割（従前は最大約6割）まで引き上げられたことで、多くの企業がSDGsやCSR活動の一環として、本制度を活用した寄附をされています。

### 事業イメージ①(イベント開催)



### 事業イメージ②(映画制作)



### 主な制度内容

※詳細は必ず募集要項をご覧ください。

対象者	◆ 京丹後市の活性化や地域課題の解決につながる事業を実施する法人格を有する者。 ※企業、NPO法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人など幅広く対象とします。（京丹後市内外は問いません）
-----	---

補助金	◆ 企業版ふるさと納税による寄附が事業に必要な額に達した場合、寄附金の全額（10割）を交付。 (例) 提案事業に1,000万円の寄附が集まつた場合、その全額（1,000万円）を交付。 ※ただし、京丹後市議会で予算が議決された以降となります。
-----	--

### 認定地域再生計画に記載のある事業に資する事業

- 各種イベント・講座の開催（スポーツイベント、地域活性化イベント、体験プログラムなど）
  - 京丹後市の農地を活用したスマート農業実証事業
  - 京丹後市をロケーションにした映画制作、動画制作
  - 観光DXによる観光地の創出に向けた実証事業
  - 空き家を活用したにぎわい創出に向けた実証事業
  - 公共性の高い施設の開設・整備（子育て施設、多世代交流施設、外国人交流施設など）
  - その他、市の活性化を促進する各種事業
- ※補助対象経費の総額が100万円を満たない事業は対象外です。

### 募集要項

<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/mayoroffice/hurusatoouen/2/20737.html>



### スケジュール

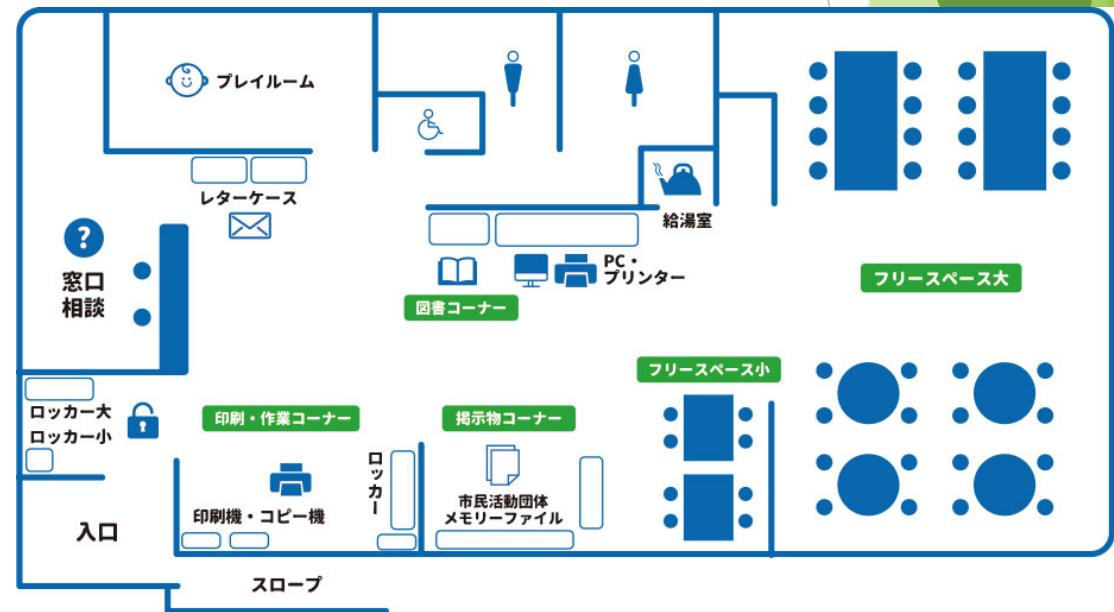
個別相談	提案書類を提出する前に、市へ事業の概要をご相談ください。
提案書類提出	市に提案書類を提出してください。（随時受付） ・事業提案書・事業提案計画書・概算事業費調査など
提案審査	書類提出後、提案内容を審査します。 【審査項目】テーマ・コンセプト・実現可能性/事業の効果/継続性/経費妥当性
結果通知	審査結果を通知します。
寄附募集開始	市ホームページ等にて寄附を募集します。 ※効果的に寄附を集めるには提案者自らが寄附を募ることも重要です。
補助金交付申請・決定	寄附金額が事業に必要な額に達した場合、補助金申請を提出してください。 ※最低でも補助最低額を超えないかと補助金申請はできません。
事業実施	交付決定後、事業を実施してください。



京丹後市  
Kyotango City  
市長公室 ふるさと応援推進課  
TEL: 0772-69-1100 E-mail: furusui@city.kyotango.lg.jp

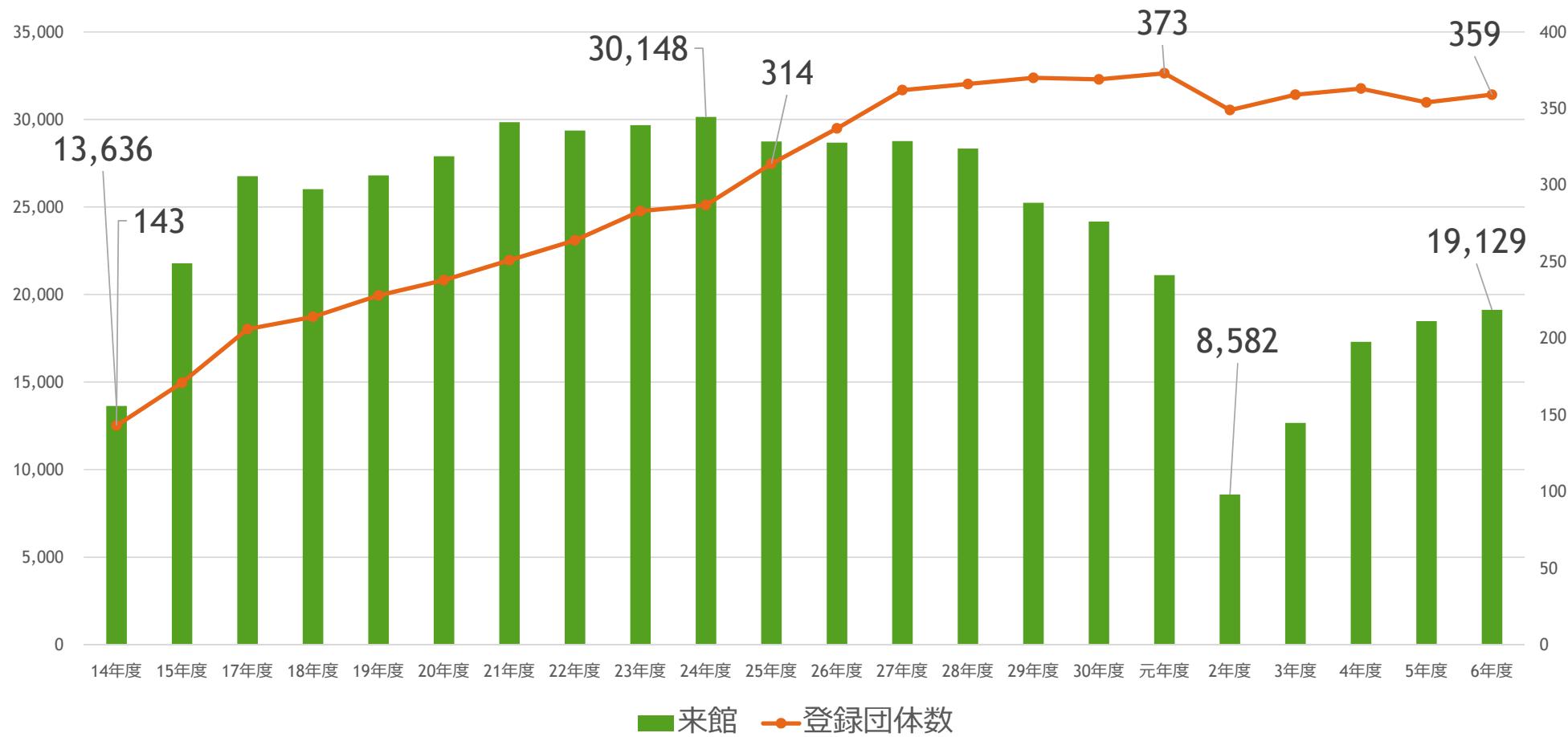
### 3 市民活動サポートセンター (①③④⑤⑥)

市民活動団体やボランティアなど、営利を目的とせず公益的な活動を行っている人たちやこれから活動しようと考えている人たちを支援する公共施設です。



### 3 市民活動サポートセンター

来館者数と登録団体数



# 4 市民活動等災害補償制度

市民活動やボランティアなどの活動中の賠償責任事故・傷害事故に関する、補填制度

## ▶報告の状況

・令和5年度  
賠償事故：0件  
傷害事故：24件

・令和6年度  
賠償事故：0件  
傷害事故：15件

### 対象となる活動

次のいずれかに該当する活動が対象になります。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動、学校管理下での活動、日本国外での活動は除き、**無報酬**（交通費・弁当代等の実費相当分の受領は可）で行う活動に限ります。なお、活動者でなく、見物人や観覧者、応援者、施設への単なる入場者（イベントの来場者等）である場合は対象となりません。

- ① 市民団体等（市民団体及びその指導者又は個人）が自主的かつ計画的・継続的に行う、公益性のある活動（地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育活動）
- ② 市主催事業（市及び市に準する公共的な団体が主催する事業で市長が定めるもの）への参加活動※<sup>1</sup>

対象となる市民活動の例	
ア 地域社会活動	自治会活動、防犯活動、交通安全運動、まつり、PTA活動 等
イ 青少年健全育成活動	子ども会、ボーイ・ガールスカウト、非行防止パトロール活動 等
ウ 社会福祉・社会奉仕活動	社会福祉施設援護活動(行事手伝い、清掃など)、ホームヘルプ 等
エ 社会教育活動	文化活動、スポーツ・レクリエーション活動※ <sup>2</sup> の運営・指導 等
オ その他これらに類する事業又は活動	特定非営利活動法人(NPO)等で、収益事業でない活動、無報酬の活動
カ 市主催事業	市主催の交通安全教室、講習会、総合体育大会 等

※1 日常的に市民サービスとして行われていることは除きます。(市役所の通常の窓口業務等)

※2 スポーツ・レクリエーション活動については**次の場合に限り、対象となります。**

市または体育協会・地区体育振興会その他市長が定める公共的な団体が、当該団体の構成員に限定せずに  
参加対象を広く市民を対象として行う競技会・講習会等で参加者と指導者等が受傷した場合

## 5 多様な主体との連携

本市も本格的な人口減少のフェーズに入る中、多様な主体と連携をし、社会課題の解決に向けて推進する必要があります。

業務連携する・協力民間非営利組織等の数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
協働推進事業数	2	4	9	5	6	7	12	7	※	—	—	—	—	—
委託（協働委託）	47	75	68	69	70	63	50	52	53	22	20	23	28	39
指定管理者	11	9	14	14	24	23	23	22	22	22	22	22	24	25
事業協力	79	70	88	117	123	133	159	155	174	71	110	146	205	190
実行委員会	3	16	18	21	22	24	24	23	16	2	3	3	7	8
共催	22	45	65	71	65	61	67	62	71	31	33	43	51	54
補助		14	12	28	25	24	17	16	17	5	5	5	5	6
後援		45	123	160	117	186	196	242	251	68	151	199	213	236
合計		278	397	485	452	521	548	579	604	221	344	441	533	558